

# 令和6年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)



# 目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 23 号 議 案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 24 号 議 案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 25 号 議 案	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 26 号 議 案	企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 27 号 議 案	神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 28 号 議 案	神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 29 号 議 案	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 30 号 議 案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 31 号 議 案	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	15
定 県 第 32 号 議 案	神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例	16
定 県 第 33 号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	17
定 県 第 34 号 議 案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 35 号 議 案	建設事業等に対する市町負担金について	19
定 県 第 36 号 議 案	かながわランドデザイン基本構想の変更について	21
定 県 第 37 号 議 案	神奈川県環境基本計画の変更について	22
定 県 第 38 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	23
定 県 第 39 号 議 案	県道路線の認定及び廃止について	24



## 住民基本台帳法施行条例の一部を改正 する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第30条の8に規定する」、「（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）のうち法第7条第13号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）及び同条第8号の2に規定する個人番号以外のもの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード及び同号に規定する個人番号以外のものを」を削る。

第3条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「第30条の15第1項第2号」の次に「及び法第30条の44の6第1項第2号」を加える。

第4条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「第30条の15第2項第2号」の次に「及び法第30条の44の6第2項第2号」を加える。

第5条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「。」の次に「及び法第30条の44の6第2項（第2号に係る部分に限る。）」を、「による都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「うち住民票コード以外のもの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを」を削る。

第6条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第7条第1項中「第30条の40第1項」の次に「（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同条第2項」を「法第30条の40第2項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改める。

第8条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2条の改正規定及び第5条の改正規定（「うち住民票コード以外のもの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項を削る。

附則中第6項の前の見出しを削り、同項を第4項とし、同項の前に見出しとして「（特定非営利活

動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、第7項を第5項とする。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

住民基本台帳法の一部改正に伴い、都道府県知事の附票本人確認情報の利用等が定められたことから、都道府県知事保存本人確認情報の知事の利用に係る事務の規定等に都道府県知事保存附票本人確認情報の利用等に関する事項を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分		定 数
知	事	7,796人
公 営 企 業 管 理 者		1,003人
議	会	76人
選 挙 管 理 委 員 会		5人
監 査 委 員		41人
人 事 委 員 会		35人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		802人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	11,991人
	その他の職員	1,060人
	小 計	13,051人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3人
合 計		22,833人

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

児童相談所の体制強化、県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例の一部を改正する条例

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「人事委員会規則で定める医師又は歯科医師の特定の宿直勤務又は日直勤務にあつては1万1,700円、」を削り、「7,300円」を「7,300円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の第14条第1項に規定する医師又は歯科医師の特定の宿直勤務を行う職員が、施行日以後引き続き当該宿直勤務を行う場合の宿日直手当については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

総合療育相談センターの入院診療のための病床を廃止することに伴い、医師等の特定の宿日直勤務に係る宿日直手当を廃止するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア及びイ以外の部分中「次のいずれかに該当する」を「別表の左欄に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 対象不動産 企業立地支援事業を行う者が取得した不動産で、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものをいう。

第3条中「令和元年11月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「が」の次に「、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

<p>1 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E－製造業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G－情報通信業、大分類I－卸売業、小売業、大分類L－学術研究、専門・技術サービス業、大分類M－宿泊業、飲食サービス業又は大分類N－生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(1) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</p> <p>(2) ロボットに関する事業</p> <p>(3) 2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）に資するものに関する事業</p> <p>(4) 観光に関する事業</p> <p>(5) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</p> <p>(6) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業</p> <p>(7) 情報通信又は電子工学に関する事業</p> <p>(8) 輸送用機械器具に関する事業</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</p>
---	--

<p>2 横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業（前項に掲げるものを除く。）のうち、日本標準産業分類に定める中分類09－食料品製造業、中分類10－飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。）、中分類25－はん用機械器具製造業、中分類26－生産用機械器具製造業又は中分類27－業務用機械器具製造業に属するもの</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</p>
<p>3 日本標準産業分類に定める大分類E－製造業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G－情報通信業、大分類I－卸売業、小売業、大分類L－学術研究、専門・技術サービス業、大分類M－宿泊業、飲食サービス業又は大分類N－生活関連サービス業、娯楽業に属する事業（前2項に掲げるものを除く。）</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（次項に定めるものを除く。）で研究所の用に供するもの</p>
<p>4 日本標準産業分類に定める中分類09－食料品製造業、中分類10－飲料・たばこ・飼料製造業、中分類17－石油製品・石炭製品製造業、中分類25－はん用機械器具製造業、中分類26－生産用機械器具製造業、中分類27－業務用機械器具製造業又は中分類31－輸送用機械器具製造業に属する事業</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（地方税法第73条の2第3項の規定により家屋の取得とみなされる家屋の改築であって、大規模な設備投資を伴うものにより、家屋の一部を取得した場合に限る。）</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1号の企業立地支援事業を行う者（令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る同号の規定による認定の申請をした者に限る。）が同条第2号の対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県企業誘致施策の拡充、延長に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立女性相談所条例の一部を改正 する条例

神奈川県立女性相談所条例（昭和39年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

神奈川県立女性相談支援センター条例

第1条中「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に改める。

第2条第1項中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子に対し、相談、指導」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第2条に規定する困難な問題を抱える女性に対し、法第9条第3項に規定する相談」に、「被害者の相談」を「相談」に、「神奈川県立女性相談所（以下「相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 センターは、法第9条第1項に基づく女性相談支援センターとする。

第3条第1項中「相談所」を「センター」に改め、同条第2項第1号中「女子」を「入所者」に改め、同項第2号中「指導の効果が期待できない」を「センターにおいて適切な支援を行うことができない」に改め、同項第3号中「相談所」を「センター」に改める。

第5条中「相談所」を「センター」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に新たに入所に係る知事の承認を受けようとする者（同日前に入所の申込みをした者を含む。）について適用する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、施設の名称や設置の根拠規定を変更するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県女性保護施設さつき寮条例の 一部を改正する条例

神奈川県女性保護施設さつき寮条例（昭和39年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

### 神奈川県女性自立支援施設条例

第1条中「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に改める。

第2条中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第12条第1項」に、「婦人保護施設として、神奈川県女性保護施設さつき寮（以下「さつき寮」という。）」を「女性自立支援施設として、神奈川県女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」という。）」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）の女性自立支援施設への入所及び保護に関する業務
- (2) 女性自立支援施設に入所した者（以下「入所者」という。）の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助に関する業務
- (3) 入所者の自立の促進のための生活の支援に関する業務
- (4) 女性自立支援施設を退所した者についての援助に関する業務
- (5) 入所者が同伴する児童への学習及び生活の支援に関する業務
- (6) 女性自立支援施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

第5条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第9条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に、「神奈川県立女性相談所長が保護する」を「神奈川県立女性相談支援センター所長が保護し、及び自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。）を行う」に、「判定した要保護女子」を「判断した困難な問題を抱える女性」に改める。

第10条第1項中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同条第2項第1号中「女子」を「入所者」に改め、同項第2号中「指導の効果が期待できない」を「女性自立支援施設において適切な支援を行うことができない」に改め、同項第3号中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第12条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、施設の名称や設置の根拠規定を変更するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条）を「女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項）」に、「婦人保護施設を」を「女性自立支援施設を」に改める。

第2条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、「おいて」の次に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改める。

第3条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第4条の見出しを「(職員配置の基準)」に改め、同条第1項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

第4条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改める。

第5条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「能力と熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第1号中「更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業」を「法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改める。

第6条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第7条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第2項及び第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第5項第1号ア中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め、同号イ中「直面して」を「直接面して」に改め、同条第6項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第8条の見出しを「(居室の入所定員)」に改め、同条中「人員」を「定員」に、「として4人以下」を「1人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 女性自立支援施設への入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上と

することができる。

第9条を次のように改める。

(自立支援等)

第9条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに計画を作成しなければならない。

第10条の見出しを「(食事の提供)」に改め、同条第1項及び第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第3項を削る。

第11条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第12条を次のように改める。

(関係機関等との連携)

第12条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第13条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「を定め」を「(第15条第4項において「非常災害計画」という。)を策定し」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第18条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同条第3項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第17条とする。

第14条第1項から第3項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため

の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければ」に改め、同条を第16条とする。

第13条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び次条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）附則第4条による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）の施設長に任用されている者は、改正後の第5条に規定する資格要件を満たすものとみなす。

3 この条例の施行前に婦人保護施設として設置された施設における居室の床面積の基準及び居室の入所定員は、当分の間、改正後の第7条第5項第1号ア及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の制定に伴い、職員配置の基準を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第112条）」を「第15章 里親支援センター（第112条～第117条）  
第16章 雑則（第118条）」に改める。

第12条の3第1項及び第15条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第32条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「ついて」の次に「、年齢、児童の発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第42条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第94条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第97条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第104条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第107条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第111条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第15章中第112条を第118条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

### 第15章 里親支援センター

（設備の基準）

第112条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第113条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助（専門的知識及び技術をもって、児童の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供すること等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）に関する識見を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第114条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第115条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、

新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親等への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第116条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第117条 里親支援センターの長は、児童相談所等及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備の基準等を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 国民健康保険法施行条例の一部を改正 する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年神奈川県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1と」を「0.6と」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正等に伴い、保険料水準の統一に向けた取組を進めるため、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する医療費指数反映係数について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正 する条例

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

第11条第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

第12条第2項、第15条第2号及び第16条第1項第2号中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第18条第1項中「同条第7号」を「同条第6号」に改める。

第19条中「第2条第6号又は第7号」を「第2条第5号又は第6号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、薬物の定義等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,678人
中 学 校	5,562人
特 別 支 援 学 校	189人
高 等 学 校 (定 時 制 の 課 程 を 置 く も の)	19人
合 計	15,448人

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表中

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,710 人
合 計	17,413 人

を

」

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,725 人
合 計	17,428 人

に改める。

」

附則に次の1項を加える。

- 3 令和7年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に係る職員の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める員数に、同表の右欄に掲げる員数を加えた員数とする。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「前項及び附則第3項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第1項及び附則第3項」と、同項中「同項」とあるのは「これらの項」とする。

警 部 補 及 び 巡 査 部 長	28 人
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	13 人
計	41 人
合 計	41 人

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方警察職員の増員及び運転免許窓口業務の体制強化等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

## 建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農村振興総合整備事業	綾瀬市	16,475 <sup>千円</sup>
農道整備事業	小田原市	70,950
〃	真鶴町	14,850
〃	湯河原町	9,900
農地保全事業	小田原市	2,775
湛水防除事業	小田原市	9,075
〃	大井町	725
県営漁港整備事業	小田原市	1,500
〃	三浦市	22,700
相模川流域下水道事業	相模原市	446,981
〃	平塚市	198,937
〃	藤沢市	13,596
〃	茅ヶ崎市	153,097
〃	厚木市	198,865
〃	伊勢原市	30,212
〃	海老名市	107,022
〃	座間市	77,465
〃	綾瀬市	21,233
〃	寒川町	50,989
〃	大磯町	20,127
〃	愛川町	42,965
酒匂川流域下水道事業	小田原市	268,987
〃	秦野市	4,126
〃	南足柄市	70,638
〃	二宮町	19,103
〃	中井町	14,070
〃	大井町	15,435
〃	松田町	9,080

〃	山 北 町	16,938
〃	開 成 町	31,829
〃	箱 根 町	304,307
相模川流域下水道管理事業	相 模 原 市	3,221,949
〃	平 塚 市	1,417,873
〃	藤 沢 市	63,310
〃	茅 ヶ 崎 市	1,208,000
〃	厚 木 市	1,370,300
〃	伊 勢 原 市	188,733
〃	海 老 名 市	765,893
〃	座 間 市	536,226
〃	綾 瀬 市	127,733
〃	寒 川 町	230,897
〃	大 磯 町	94,018
〃	愛 川 町	169,600
酒匂川流域下水道管理事業	小 田 原 市	2,012,497
〃	秦 野 市	33,242
〃	南 足 柄 市	347,185
〃	二 宮 町	148,209
〃	中 井 町	85,169
〃	大 井 町	126,515
〃	松 田 町	78,338
〃	山 北 町	99,762
〃	開 成 町	197,729
〃	箱 根 町	243

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

## かながわランドデザイン基本構想の変更 について

かながわランドデザイン基本構想を別冊のとおり変更するものとする。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわランドデザイン基本構想を変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

## 神奈川県環境基本計画の変更について

神奈川県環境基本計画を別冊のとおり変更するものとする。

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県環境基本計画を変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

## 包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約の金額 2,104万3千円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算
- 5 契約の相手方 住所 藤沢市鶴沼桜が岡4丁目5番7号  
氏名 佐久間 清光  
資格 公認会計士

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

## 県道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第7条及び第10条の規定により、次のとおり県道路線を認定及び廃止するものとする。

### 1 路線認定

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	法第7条第1項該当号
		終 点		
170	明石下落合	平塚市明石町	—	5
		伊勢原市下落合		
171	湘南台大神伊勢原	藤沢市湘南台	高座郡寒川町	4
		伊勢原市	平塚市大神	

### 2 路線廃止

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	法第7条第1項該当号
		終 点		
144	大島明石	平塚市大島	—	6
		平塚市明石町		
169	湘南台大神	藤沢市湘南台	高座郡寒川町	4
		平塚市大神		

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

道路網の整備を図るため、必要な関連県道路線の認定及び廃止をしたいので、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。



